

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

平成23年度より、青少年交流センターに指定管理者制度を全面的に導入するとともに、生涯学習センター分館を廃止する必要がある。

2 改正内容

- (1) 青少年交流センターに指定管理者制度を全面導入することとする。(第9条、第10条、第11条、第13条の2、第13条の3及び第14条関係)
- (2) 廃止する生涯学習センター分館に関する規定を削ることとする。(第15条、第16条、第18条の3、第18条の4及び第19条関係)
- (3) その他、所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成23年4月1日から施行することとする。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「青少年交流センターの長（以下この章において「所長」という。）」を「教育長」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を設け、又は前項に定める休所日を変更することができる。
第十条に次の一項を加える。

3 教育長は、必要があると認めるときは、休所日であっても青少年交流センターを使用させることができる。
第十一条中「所長」を「教育長」に改める。

第十三条の二第一項中「宿泊施設の管理」を「青少年交流センターの管理」に改め、「の宿泊施設」を削り、同条第二項中「において準用する第三条第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、「中」「青少年交流センターの長（以下この章において「所長」という。）」とあり、「を削り、「館長」を「教育長」に改め、「第九条第二項」の下に「及び第十条第二項」を加え、「とあり、及び第十条第二項において準用する第三条第三項中「前二項に定める」」を削り、同条第三項中「において準用する第三条第三項」を削り、「宿泊施設」を「青少年交流センター」に改める。

第十三条の三第一項中「所長」を「教育長」に改める。

第十四条第一項中「所長が教育長と協議して」を「教育長が」に改め、同条第二項中「宿泊施設」を「青少年交流センター」に改める。

第十五条第一項中「秋田県生涯学習センター」の下に「（以下この章において「生涯学習センター」という。）」を加え、「、秋田県生涯学習センター分館（以下この章において「分館」という。）の研修室、多目的ホール及び練習室にあつては、午前九時から午後十一時まで」を削り、同条第二項中「秋田県」及び「（以下この章において「生涯学習センター」という。）」を削る。

第十六条第一項中「（分館を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第十八条の三及び第十八条の四を次のように改める。

第十八条の三及び第十八条の四 削除

第十九条第二項を削る。

第二十九条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、体験活動センターの休業日の取扱い等について準用する。

第三十二条の二第二項及び第三項中「第二十九条第二項」の下に「において準用する第十条第二項」を加える。
第三十二条の三第一項中「所長」を「教育長」に改める。
第三十四条第二項中「第二十九条」を「第十条」に改める。
第三十六条の二第二項及び第三項中「第二十九条」を「第十条」に改める。
第三十六条の三第一項中「所長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十七日提出

秋田県教育委員会教育長 根岸 均

理 由

平成二十三年度より、青少年交流センターに指定管理者制度を全面的に導入するとともに、生涯学習センター分館を廃止する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>第三章 青少年交流センター (使用時間) 第九条 略</p> <p>2 教育長 は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。</p> <p>(休所日等) 第十条 略</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を設け、又は前項に定める休所日を変更することができる。</p> <p>3 教育長は、必要があると認めるときは、休所日であっても青少年交流センターを使用させることができる。</p> <p>(使用の許可の申請等) 第十一条 秋田県青少年交流センター条例(平成十一年秋田県条例第五号。以下この章において「条例」という。)第三条の規定により青少年交流センターの施設又は土地の使用の許可を受けようとする者は、教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育長は、青少年交流センターの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしてはならない。 一・二 略</p> <p>(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等) 第十三条の二 条例第八条の規定により青少年交流センターの管理</p>	<p>第三章 青少年交流センター (使用時間) 第九条 略</p> <p>2 青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。</p> <p>(休所日等) 第十条 略</p> <p>2 第三条第三項及び第四項の規定は、青少年交流センターの休所日の取扱い等について準用する。</p> <p>(使用の許可の申請等) 第十一条 秋田県青少年交流センター条例(平成十一年秋田県条例第五号。以下この章において「条例」という。)第三条の規定により青少年交流センターの施設又は土地の使用の許可を受けようとする者は、所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、青少年交流センターの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしてはならない。 一・二 略</p> <p>(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等) 第十三条の二 条例第八条の規定により宿泊施設の管理</p>

を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)

所日は、第九条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める使用時間及び第十条第一項に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項並びに第十条第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第二項

二項及び第三項

並びに第十条第
中「教育長」とあ

るのは「指定管理者」と、第九条第二項及び第十条第二項中「前項に定める」

規定による」とする。とあるのは「第十三条の二第一項の

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休所日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項若しくは第十条第二項

の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休所日を設けたときは、その使用時間及び休所日を青少年交流センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第十三条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条第一項」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「教

を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の宿泊施設の使用時間及び休

所日は、第九条第一項及び第十条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める使用時間及び第十条第一項に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項並びに第十条第二項において準用する第三条第三項及び第四項の規定の適用については、第九条第二項中「青少年交流センターの長(以下この章において「所長」という。)

二項において準用する第三条第三項及び第四項中「館長」とあ

るのは「指定管理者」と、第九条第二項中「前項に定める」とあり、及び第十条第二項において準用する第三条第三項中「前二項に定める」とあるのは「第十三条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休所日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項若しくは第十条第二項において準用する第三条第三項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休所日を設けたときは、その使用時間及び休所日を宿泊施設

の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第十三条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条第一項」と、「所長」の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「所

「育長」とあるのは「指定管理者」とする。
2 略

(補則)

第十四条 この章に定めるもののほか、青少年交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の青少年交流センターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第四章 生涯学習センター

(開所時間)

第十五条 秋田県生涯学習センター(以下この章において「生涯学習センター」という。)の開所時間は、午前九時から午後五時まで(講堂、研修室及び会議室にあつては、午前九時から午後九時まで)

()とする。

2 生涯学習センター

の長(以下この章において「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

(休業日等)

第十六条 生涯学習センター

の休業日は、次に掲げる日とする。

一 三略

「長」とあるのは「指定管理者」とする。
2 略

(補則)

第十四条 この章に定めるもののほか、青少年交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が教育長と協議して別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の宿泊施設 の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第四章 生涯学習センター

(開所時間)

第十五条 秋田県生涯学習センター の開所時間は、午前九時から午後五時まで(講堂、研修室及び会議室にあつては、午前九時から午後九時まで、秋田県生涯学習センター分館(以下この章において「分館」という。)の研修室、多目的ホール及び練習室にあつては、午前九時から午後十一時まで)とする。

()とする。

2 秋田県生涯学習センター(以下この章において「生涯学習センター」という。)の長(以下この章において「所長」という。)は、

必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

(休業日等)

第十六条 生涯学習センター(分館を含む。以下この章において同じ。)の休業日は、次に掲げる日とする。

一 三略

第十八条の三及び第十八条の四 削除

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)

第十八条の三 条例第八条の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の分館の開所時間及び休業日は、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定にかかわらず、第十五条第一項定める開所時間及び第十六条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第十五条第二項並びに第十六条第二項において準用する第三条第三項及び第四項の規定の適用については、第十五条第二項中「秋田県生涯学習センター(以下この章において「生涯学習センター」という。)の長(以下この章において「所長」という。)」とあり、並びに第十六条第二項において準用する第三条第三項及び第四項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第十五条第二項中「前項に定める」とあり、及び第十六条第二項において準用する第三条第三項中「前二項に定める」とあるのは「第十八条の三第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第十五条第二項若しくは第十六条第二項において準用する第三条第三項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開所時間及び休業日を分館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第十八条の四 指定管理者に管理を行わせる場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第

(補則)
第十九条 略

(休業日等)
第二十九条 略
2 第十条第二項及び第三項の規定は、体験活動センターの休業日の取扱い等について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)
第三十二条の二 略
2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十八条第二項並びに第二十九条第二項において準用する第十条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項にお

九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「所長の定めるところにより、申請書を所長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

(補則)
第十九条 略

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の分館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ教育長の承認を得て別に定めるものとする。ただし、当該事項のうち教育長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

(休業日等)
第二十九条 略
2 教育長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。
3 教育長は、必要があると認めるときは、休業日であっても体験活動センターを使用させることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)
第三十二条の二 略
2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十八条第二項並びに第二十九条第二項
及び第三項
の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第二十八条第二項及び第二十九条第二項

いて準用する第十条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第二項若しくは第二十九条第二項において準用する第十条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設定したときは、その開所時間及び休業日を体験活動センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第三十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 略

(休館日等)

第三十四条 略

2 第十条 第二項及び第三項の規定は、美術館の休館日の取扱い等について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第三十六条の二 略

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十三条第二項並びに第三十四条第二項において準用する第十条 第二項及び第

中「前項に定める」とあるのは「第三十二条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開所時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第二項若しくは第二十九条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設定したときは、その開所時間及び休業日を体験活動センターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第三十二条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 略

(休館日等)

第三十四条 略

2 第二十九条第二項及び第三項の規定は、美術館の休館日の取扱い等について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第三十六条の二 略

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十三条第二項並びに第三十四条第二項において準用する第二十九条第二項及び第

三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第三十三条第二項及び第三十四条第二項において準用する第十条 第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十六条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項において準用する第十条 第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を美術館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第三十六条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。

2
略

三項の規定の適用については、これらの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第三十三条第二項及び第三十四条第二項において準用する第二十九条第二項中「前項に定める」とあるのは「第三十六条の二第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三十三条第二項若しくは第三十四条第二項において準用する第二十九条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を美術館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の許可の申請等)

第三十六条の三 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「教育長の定めるところにより、申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第十一条第二項中「所長」とあるのは「指定管理者」とする。

2
略